

令和8年4月1日から、 利用方法が変わります！

～宮城県公文書館を御利用の皆様へ～

令和8年4月1日より「**公文書の管理に関する条例**」が施行されることに伴い、公文書館に保存されている資料を利用するためには、**「事前に利用請求の手続きが必要」**となります。
詳細につきましては、施行日までに当館ホームページ、閲覧室での掲示等でお知らせしますので、御理解と御協力をお願いします。

利用請求の手続き



利用請求書は、窓口のほかe-mailや郵送での受付を予定しています。利用請求書の受付後、利用審査(個人情報など利用を制限する部分や資料の状態等の調査)を行い、原則30日(利用審査に時間がかかる場合、最大60日)以内に利用の可否等について決定し、結果を通知しますので、通知内容を御確認の上、来館・利用いただきます。

※ただし、一部の資料に関しては利用審査不要ですぐに利用できるものもあります。現時点では、絵図面(複製)を予定しています。